

平成 30 年の取組に関する確認

経済団体及び労働団体は、「働き方改革・女性活躍推進」に関する以下の項目について各事業所の実施を促進し、国及び県は、各事業所が行う課題解決のための取組を支援します。

【働き方改革】

- ・ 経営者と従業員がコミュニケーションを図り、労働生産性の向上と働きやすい職場環境整備を推進する。
- ・ 年間総実労働時間 2,023 時間以内をめざす。
【H28 実績 2,031.6 時間・9 時間程度減少させる】
- ・ 年次有給休暇取得日数 9 日以上をめざす。
【H29 速報値 8.2 日・1 日程度増加させる】
- ・ テレワーク制度の普及促進。
【適正なテレワーク制度の理解促進・制度導入普及】

【女性活躍推進】

- ・ 女性の学びを支援するとともに、継続就業の環境整備を推進する。
- ・ 300 人以下の企業・団体の女性活躍推進法一般事業主行動計画の策定を促進。
【H29.12.1 現在 32 社・60 社程度増加させる】
- ・ イクボス・温かボス宣言の取組の普及を推進。
【H29.12.21 現在 2,194 名・700 名程度増加させる】
- ・ 女性リーダー育成に向けた学びの場づくり。

平成 30 年 1 月 15 日 「長野県働き方改革・女性活躍推進会議」

長野県経営者協会
長野県中小企業団体中央会
長野県商工会議所連合会
長野県商工会連合会
日本労働組合総連合会長野県連合会
長野労働局
長野県